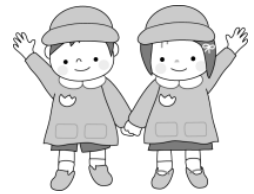




令和4年度 保育所等利用申込のご案内

【2号認定・3号認定】



保育所や幼稚園等を利用するには、利用する施設、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、
洲本市から認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受けていただく必要があります。
教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園、認定こども園
2号認定		有り	保育所、認定こども園等
3号認定	満3歳未満		

1. 保育所等の利用申込ができる方

保育所や認定こども園等を利用するには「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けていることが必要です。保育認定を受けるのは、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のどれかに該当しているため、保育できない場合に限られます。

保育を必要とする事由	状 況
就 労	保護者が、1か月あたり64時間以上就労している場合
妊娠・出産	母親が、妊娠中であるか又は出産後間がない場合 ※認定期間は、概ね出産予定日2か月前～出産後6か月までです。
疾病・障害	保護者が、病気やけがが又は心身に障害があるため、児童の保育ができない場合
介護等	保護者が、同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している場合 （1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
求職活動	保護者が、求職活動中の場合 ※認定期間は原則3か月間です。
就 学	保護者が就学している場合（1か月あたり64時間以上の就学）
その他	上記に類する状況で、児童の保育ができない場合

※上記の事由に該当する場合でも、利用申込の状況により、希望する施設の利用ができない場合があります。

2. 保育の必要量・利用時間について

教育・保育給付認定において、保育の必要性が認定された場合は、併せて「保育の必要量」の認定がされます。

保育の必要量とは、保育が利用できる時間のことで、保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じて利用できる時間が異なります。

保育標準時間	1日最大11時間の中で保育を必要とする時間 （事由） 月120時間以上の就労等、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧など
保育短時間	1日最大8時間の中で保育を必要とする時間 （事由） 月120時間未満の就労等、求職活動など

3. 利用申込及び入所決定について

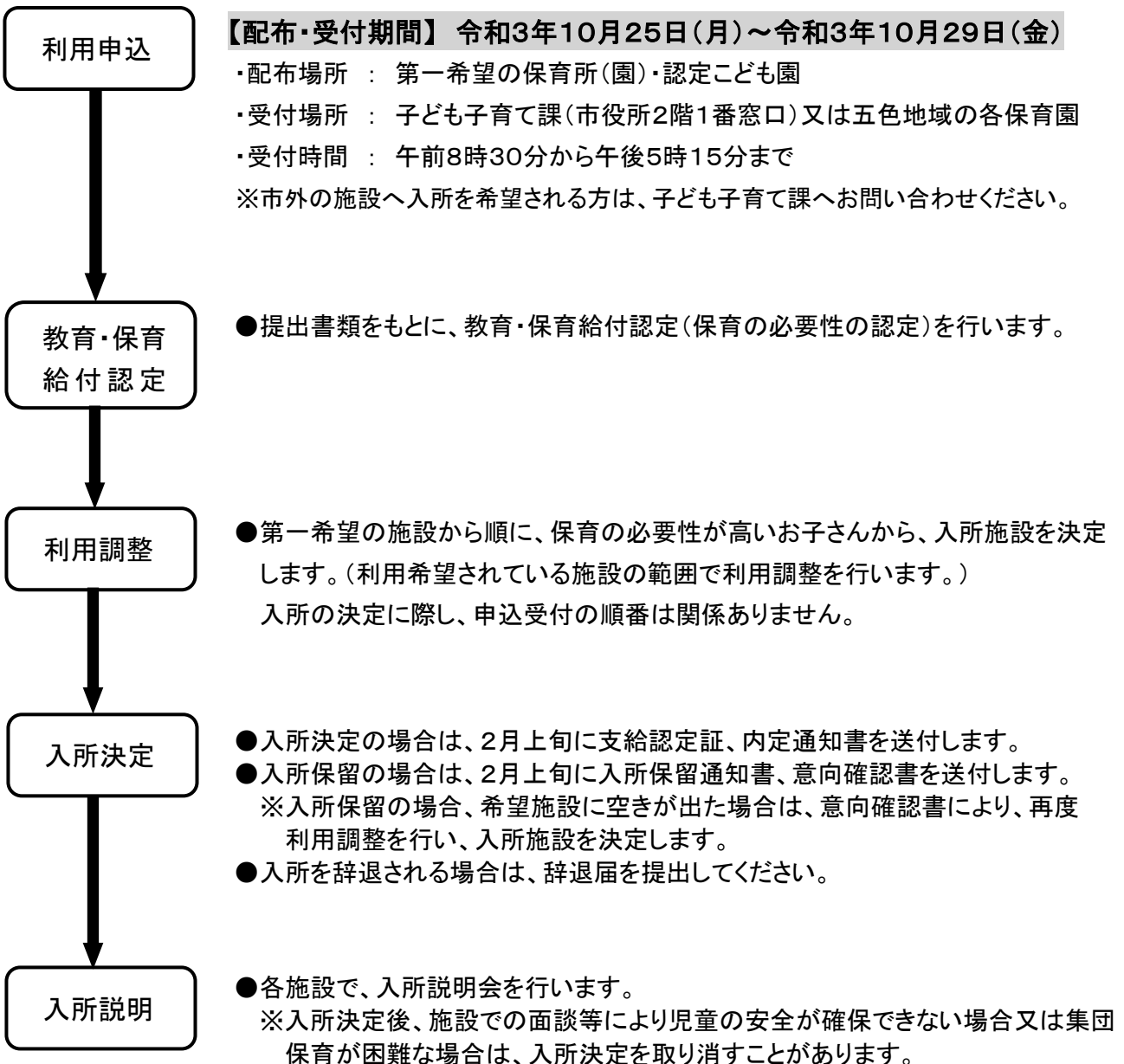
洲本市公式マスコットキャラクター

なのは



◆令和4年度 年齢別クラス

0歳児	令和3年4月2日～	満1歳になる年
1歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	満2歳になる年
2歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	満3歳になる年
3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	満4歳になる年
4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	満5歳になる年
5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	満6歳になる年



4. 教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要なもの

対 象 者		必 要 書 類
申込者全員		<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ・保育料預金口座振替届出書(公立施設利用の方のみ)
保育を必要とする事由(保護者それぞれ)	就労	【会社や事業所等にお勤めの方】 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務(内定)証明書 【自営業や農漁業、内職に従事している方】 <ul style="list-style-type: none"> ・就労申立書(民生委員・児童委員の状況確認書)
	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し
	保護者の疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・診断書または身体障害者手帳等の写し
	親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・診断書または身体障害者手帳等の写し
	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・罹災証明書
	求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申立書
	就学	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書または学生証の写し、時間割表等
児童扶養手当を受給している場合		<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の証書の写し
心身に障害等のある方が同居の親族にいる場合		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等の写し ・特別児童扶養手当を受給している場合は、特別児童扶養手当の証書の写し
令和3年1月2日以降に洲本市に転入された方		<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(マイナンバー)届出書 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票や住民票記載事項証明書)

※令和3年1月2日以降に洲本市に転入された方で、「個人番号(マイナンバー)届出書」を提出いただく場合、届出人の方の本人確認をさせていただきますので、本人確認ができる資料を併せてお持ちください。本人確認資料については、届出書の裏面をご確認ください。

※その他、ご家庭の状況に応じて、上記以外の書類等を添付していただくことがあります。



5. 保育料について

- 保育料は、原則として保護者(父母等)の市町村民税の課税額により決定します。ご家庭の状況により、同居のご家族(祖父母等)の税額を合算することがあります。
なお、市町村民税の所得割課税額は、税額控除前の額により算定します。
※実際の課税額と異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 令和4年度の保育料は、4月から8月分は令和3年度課税(令和2年中所得)、9月から3月分は令和4年度課税(令和3年中所得)により算定します。
- 児童の年齢区分は、年度の初日の前日の満年齢によります。(年度途中で年齢が変わっても、保育料の変更はありません。)
- 保育料口座振替日は、市内の公立施設は毎月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)です。市内の私立施設及び市外の保育施設は、各施設へお問い合わせください。

世帯の階層区分		保育料(月額)					
		3歳未満児(※1)		3歳未満児(※2) (ひとり親世帯等)		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円 ※別途、副食費必要	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円		
C	市町村民 税所得割 課税額	48,600円未満	19,500円	19,300円	9,000円		9,000円
D1		77,101円未満	30,000円	29,600円	9,000円		9,000円
		97,000円未満					
D2		124,500円未満	37,500円	36,900円	37,500円		36,900円
D3		169,000円未満	40,000円	39,400円	40,000円		39,400円
D4		229,100円未満	43,000円	42,300円	43,000円		42,300円
D5		301,000円未満	47,500円	46,700円	47,500円		46,700円
D6		397,000円未満	51,000円	50,100円	51,000円		50,100円
D7	397,000円以上	56,000円	55,000円	56,000円	55,000円		

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設等に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合
 - (1)上記の施設を利用する最年長の児童 保育料表に定める額
 - (2)(1)から順に2人目の児童 保育料表に定める額の半額
 - (3)(2)から順に3人目以降の児童 0円

※1 世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、小学生以上のお子様も含めて2人目の児童が半額、3人目以降の児童は0円となります。

※2 ひとり親世帯等の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合は、小学生以上のお子様も含めて2人目以降の児童の保育料は0円とします。

6. よくあるご質問

Q: 現在市外に住んでいますが、申込みは可能ですか？

現在住民票がある市区町村で申込(広域入所)をしてください。申込書類は、住民票がある市区町村の必要書類で手続きしてください。

洲本市に転入予定の方は、建築工事契約書、賃貸借契約書等の転入予定がわかる書類を添付してください。洲本市に転入した後に、利用開始日(毎月1日)までに子ども子育て課へ教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、添付書類(勤務証明書等)を提出してください。

Q: 転勤で転出予定のため、市外の保育施設の入所を希望する場合、手続きはどのようにしたらよいですか？

入所希望の保育所等を管轄する市区町村によっては、受付期間や提出書類等が異なりますので、事前に確認することが必要です。申請前に、お早めに子ども子育て課までご相談ください。

Q: 今年度子どもが生まれるのですが、申し込みはいつから可能ですか。

お子さんの出生届を提出した後から申し込み可能です。ただし、保育所等に入所できるのは出生6か月後の翌月からとなります。

Q: これから仕事を始めたいのですが、申込みできますか？

可能です。ただし、「求職活動」の事由での認定期間は原則3か月です。その間に就職し、勤務(内定)証明書及び教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届の提出がなければ退所となる場合があります。

Q: 8月1日に育児休業から仕事復帰します。いつから申込みできますか？

翌年度に育児休業から復帰を予定している方は、4月入所の申込(例年10月下旬)と同時期に、入所申込が可能です。入所可能時期は、月の前半(1~15日)から復帰の方は、前月(例: 8月1日の場合は、7月)、月の後半(16日以降)から復帰の方は、当月(例: 8月20日の場合は、8月)からとなります。ただし、育児休業を取得中で、復帰を予定していることが勤務証明書で確認できる方のみが対象です。

Q: 出産予定のため、上の子を預けたいのですが。

概ね出産予定日2か月前から出産後6か月の利用となります。例えば、6月10日が出産予定日なら4月1日から12月31日まで利用可能です。12月31日で認定が失効しますので別の事由で保育認定ができなければ退所となる場合があります。別の事由で利用を希望する場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届、添付書類の提出が必要です。

Q: 希望施設へ入所できない場合、育児休業の延長を希望しています。育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きをする際に必要なため、希望施設へ入所できない証明(保留通知)をもらえますか？

入所希望のお子様の年齢を確認し、希望施設が定員等で入所できない場合、証明を通知します。日付を遡っての証明は不可ですので、入所希望する月の前月末(例:お子さんが8月に満1歳になるため、8月入所の申込をしたが、入所できない証明が必要な場合は7月末)までに手続きをしてください。

Q: 10月の一斉申込の時点では求職活動ですが、その後に4月からの勤務が内定した場合、提出書類はありますか？また、優先順位は変わりますか？

勤務(内定)証明書を提出してください。第一希望の利用調整前(11月中旬頃まで)であれば就労で利用調整を行うことが可能ですが、その後に提出があった場合は、求職活動での利用調整となります。

Q: 4月からの入所が決まった後に、出産予定のため産前産後休暇を取るようになりました。休業取得に伴い退所になりますか。

保育所等の利用事由には、就労以外にも「妊娠・出産」や「下の子の育児休業中」などがあります。概ね出産予定日2か月前から出産後6か月まで在園できます。その後、在園児の下の子の育児休業を取得された場合は、出生児が満1歳になる年の年度末、または満1歳6か月になる月の月末のいずれか遅い日まで在園できます。

なお、上記事由で在園されるためには、認定変更の手続きが必要となりますので、変更届に、保育が必要な事由の確認書類を添付のうえ、ご提出ください。

「妊娠・出産」事由の確認書類は、母子健康手帳(表紙、出産予定日の記入ページ)の写しとなり、「下の子の育児休業中」事由の確認書類は、会社発行の勤務(内定)証明書(備考欄に育児休業期間の記載のあるもの)となります。

Q: 申込みをすれば入所できますか？先着順ですか？ ※一斉申込の場合

先着順ではありません。

利用希望者が施設の定員を上回る場合、保護者の就労状況や世帯状況等から保育の必要性の高いと考えられるお子さんが優先的に保育を利用できるよう調整します。入所の可否は希望施設の空き状況、他の申込者の状況、保育の必要性の高さによって決まります。

Q: 利用調整(入所選考)は第一希望の保育施設ごとに行うのですか？

原則として、第一希望を優先し、保育の必要性の高いお子さんから入所施設を決定します。

保育の必要性が高いお子さんが第一希望で入所できない場合は、第二希望以下で優先的に利用調整を行い、入所施設を決定する場合があります。

複数施設希望することで入所の可能性が広がりますので、複数施設での申込の検討をお願いします。

Q: 希望範囲外の保育所に決定する場合がありますか？

ありません。利用調整の対象となるのは希望された施設のみです。

Q: 入所決定は、いつ頃決まりますか？ 希望施設に入所できない場合はありますか？

2月上旬に内定施設をお知らせする内定通知書を送付します。

利用調整の結果、希望施設にご案内できない方へは、入所保留通知書、意向確認書(空きが出た場合に入園を希望するかの確認書)を送付します。その後、辞退届により希望の保育施設に空きが出た場合に利用調整を行い、ご案内できる方へご連絡します。

Q: 2人以上兄弟姉妹で新規申込した場合、別々の保育所で決まる場合がありますか？また、既に入所している上の子と同じ施設を希望していますが、違う保育所で決まる場合がありますか？

ご兄弟揃って同じ施設へ案内できるように利用調整を行います。希望施設の各年齢の空き状況、他の申込者の状況、保育の必要性の高さにより、同じ施設へご案内できない場合があります。希望順位が下位でも、同施設を希望する場合は、申込書で☑をしてください。

Q: ならし保育の期間はどのくらいですか？

お子さんの発育状況により異なります。詳細は、入所施設へご相談ください。

Q: 利用者負担額(保育料)は施設によって違いますか？

公立施設、私立施設どちらも利用者負担額(保育料)は同じです。

ただし、入所時や毎月発生する諸費用(制服代、絵本代等)、行事費等は、施設により異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

Q: 給食費は別途必要ですか？

3歳未満児の給食費は利用者負担額に含まれています。3歳以上児は給食費が別途必要となります。市内の公立施設の給食費(副食費)は、1号認定は、4,000円/月、2号認定は、4,500円/月です。私立認定こども園の主食費・副食費は、各施設にご確認ください。

ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降(2号認定は同時入所の第3子以降)の子どもに係る副食費については免除されます。免除の算定は、子ども子育て課が行いますので、手続きは不要です。

7. 市内保育施設一覧

施設名		所在地	電話番号	保育 利用定員	延長 保育	土曜 保育
公立	認定こども園 なのはなこども園	洲本市下加茂一丁目6番65号	24-7087	150	○	中川原 保育所で 実施
	中川原保育所	洲本市中川原町中川原970	28-0120	70	○	
	安乎保育所	洲本市安乎町中田9-1	28-0173	80	○	
	由良保育所	洲本市由良二丁目5-24	27-0079	74	○	
	都志保育園	洲本市五色町都志万歳388-1	33-0345	62		鮎原 保育園で 実施
	鮎原保育園	洲本市五色町鮎原西142-4	32-0037	96	○	
	広石保育園	洲本市五色町広石中1446-1	35-0300	69	○	
	鳥飼保育園	洲本市五色町鳥飼中317-2	34-0404	59		
	堺保育園	洲本市五色町上堺33-2	35-0130	45	○	
私立	認定こども園 洲本こども園	洲本市本町七丁目4-25	22-0897	143	○	○
	認定こども園 千草こどもの園	洲本市千草己25	22-6600	90	○	○
	認定こども園 おおの	洲本市大野740-1	24-4750	80	○	○

8. 施設の利用時間について

- 2号認定及び3号認定：保育の必要量の認定に応じて利用できる時間帯が異なります。

【保育標準時間】

午前7時30分～午後6時30分

【保育短時間】

午前8時00分～午後4時00分

- ※それぞれの保育時間を超えて利用する場合は、別途延長料金が必要です。
- ※午後6時30以降の利用は、延長保育を実施している施設のみ利用できます。
- ※土曜保育の利用時間については、各施設にご確認ください。

洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課 保育係
TEL: 0799-22-1333(課直通)